

令和2年11月10日（火）午前9時30分より、11月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第3号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和2年12月4日（金） 午後14時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一  
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行  
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰  
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳  
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 19番 松本清美

【欠席委員】 18番 河野政之

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方をお願いします。

事務局 佐々木（付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名7番、8番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 ほか2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 ほか2名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。  
申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地判断となります。南側の宅地部分は、令和2年2月に自己用住宅として分筆され転用された箇所になります。雨水は東側道路の側溝に接続し、上下水道は道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、既存のコンクリートブロック積（4段）及び新設のコンクリートブロック積（5段）を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。理由書も付けられておりますが、現在5人で住んでいるアパートが手狭になり、子どもが転校しないで済む校区内で探したところ、今回の申請地が適当だったとのことでした。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 中原委員 10月20日に説明を受けましたが、別に問題ないと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私からお尋ねさせていただきたいのですが、残地がいびつな形で残ることになるみたいですが畑として残すのでしょうか。

事務局 辻 申請地の東側に大きい田があるかと思いますが、その箇所について転用の相談があったことがあります。そこへの通路として利用される可能性も考えられます。

議長 柳 申請者がその面積で良いとのことと地主さんの考えではありますからね。

4番 手嶋委員 住宅に関しては100坪要件みたいなものがあつたかと思いますが、そのために分筆されてるものではないでしょうか。

事務局 野口 住宅に関しては500㎡未満になります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号2番 農地法第5条2番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は車両置場となっています。  
申請地の東側が農地ではありますが、通り抜けができなくなっているため、第2種農地判断となります。雨水は自然流下となっており、水利関係の承諾に関しては条件付きの承認で、申請人から確約書が提出されております。被害防除措置としては周囲にコンクリートブロック1段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。理由書も付けられており、現在北野町で自動車修理、板金業を営んでいる箇所については、借地で手狭であるため、移転先を探し回ったところ、今回の申請地に到ったとのことでした。近い将来修理工場も建設し、全面移転する計画となっております。現在の賃借地は解約し返還されるそうです。隣接農地の所有者には説明をなされており、1人が排水の対策をするようにと条件付きでの了承がなされております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 中原委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければまた私からにはなりますが、排水対策が問題となっていたみたいですが、何か対策が取られるのでしょうか。

事務局 辻 水利関係承諾書に関して、区長さんも色々心配され、相談にも来られておりましたが、申請人から確約書を提出していただいたことにより、承認されたようです。

10番 樋口委員 駐車場の時は良いかもしれませんが、将来的には工場を移転するという話ですので、その時どうなるかと思うところはありますね。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号3番 農地法第5条3番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 令和元年12月13日付けで申請がなされ、許可されたものの転用計画変更申請になります。建売住宅として7棟建設する計画だったものが、5棟の計画に変更がなされております。理由としては、購入希望の企業の事情によりキャンセルとなったため、需要の多い地形・面積に変更するためとのことです。棟数が減少することにより、見積金額も減少しているため、資金上の問題は生じません。また、工期についても当初は令和2年12月31日に完了予定だったものが、令和5年12月31日完了予定に変更されております。1年間で7棟を建設予定だったものが、半年で1棟ずつの建設になるためです。理由としては、コロナの影響に関連したものがあげられております。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありますか。

17番 今村委員 事業計画書の中でロフトタイプの建物が建築面積と延面積が全く同じみたいですが、これは誤りではないでしょうか。

事務局 辻 確認をしておきます。

事務局 野口 今回の計画変更については、これ以上遅らせることはできないということも県の方から言われています。この期間内に必ず終わらせないといけません。

議長 柳 延びたらこの事業は中止になるということですか。

事務局 野口 中止にはなりません、他の申請が何もできなくなりますが。

議長 柳 事務局から本人さんにもよく言っておいてください。数年後には現在の農業委員さんも様変わりして分からなくなってしまうと思います。

他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆1, 200㎡の売買となっています。耕作面積は4, 285㎡ですが、申請地と合わせて5反の要件は満たすことになります。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

2番 長野委員 別に問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田2筆332㎡の親子間での贈与となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

15番 廣瀬委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田2筆3, 233㎡の売買となっています。

議長 柳 説明が終わりました。

10番 樋口委員 これだけの面積でたった20万円ですか。

事務局 辻 遊休農地となっておりまして、雑草や雑木が覆い茂っている場所になります。

10番 樋口委員 元に戻すだけで20万円どころじゃありませんね。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

3番 白石委員 私の前任の農業委員さんの時から問題となっている箇所、抵当に入っているため売買の話が中断しておりました。所有者が命の危険ということで急いで対応が必要ということになりました。今も抵当には入ったままで、2~3mの藪に覆われている状態で元に戻すのにも数十万円はかかるそうです。また抵当を外すのにも相当の費用がかかるため色々な費用を差し引いて20万円だそうです。

4番 手嶋委員 抵当の支払いは残ってないみたいですが、抹消をし忘れていたみたいですが。

9番 中村委員 この箇所は以前から遊休農地となっており、竹やぶ化し、大きな木も生えてきており大変な箇所となっておりました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、908㎡の畑になります。売買希望とのこと。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は黒岩委員と棚町委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、借入希望で、鳥飼地区か役場周辺で冠水被害の少ない田を希望されています。表作は水稻で裏作はバラを耕作されたいそうです。

議長 柳 説明が終わりました。水稻とバラということですが、できるものなのでしょうか。

13番 平田委員 水稻を作って地力を測られるそうです。場所を変えたりして交互に作ったりすると話を聞いたことがあります。鉢に変えたりもするそうです。申請者は3～4年前から立て続けに水害に見舞われております。

2番 長野委員 大堰は大雨でほとんど沈んでしまいます。

9番 中村委員 今回あっせんが出ている高樋のところは高いから絶対に沈んだりしませんよ。

13番 平田委員 極力トラクターが通れて手が届くところでないと。バラとなると野菜と違って消毒の頻度も多くなるため、できるだけ道路沿いが良いそうです。

議長 柳 あっせん委員は、平田委員と溝上委員と応援で長野委員の3名をお願いします。

それでは、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。